

別紙 4 (家賃等補助用)

条件確認書

- 家賃等補助対象建物の借主

- 市に転入した日を基準として、婚姻している場合は、配偶者との年齢の合計が80歳以下である者又は婚姻していない場合は、年齢が40歳以下である者。
※世帯全員の住民票が必要

- 補助金の交付を受けようとする者の世帯に当該者の配偶者以外の扶養親族でない者がいない者

- 市に転入した日前に連続して1年以上市外に住所を有していた者であって、市の住民として地域活動に積極的に参加し、5年以上市に定住することを希望するもの
※定住確約書が必要

- 家賃等補助対象建物の所有者の3親等以内の親族でない者

- 他に居住することができる建物を市内に所有していない者

- 過去に家賃等補助金の交付を受けていない者

- 市税の滞納のない者
※納税証明書が必要